

□ 文房具輸出(航空貨物)時に必要な書類について？

(質問)

eBay(アメリカ合衆国に本社を置くインターネットオークション)で中古の万年筆や中古の時計等を販売しています。FedEx で発送しようと思いますが、輸出通関に関し、どのような書類が必要でしょうか？またその書類は何処で手に入れることができるのでしょうか？

(回答)

インターネットショッピングやオークションは必要なものをネット上で売買出来る非常に便利なツールですが、品物が国境を越えて取引される場合は貿易となるので、適正な通関手続きを行わなければなりません。これを怠ると、最悪密輸輸入や関税遁脱の罪に問われ行政罰を科せられることもあり、細心の注意が必要です。

安全保障貿易キャッチオール規制

日本においては、外国為替及び外国貿易法(外為法)に基づいて、安全保障貿易管理の規制が行われています。これは大量破壊兵器の開発等を規制する目的で、仕向国に対するが規制と輸出品目による規制とがあり、二重の網が掛けられています。一見万年筆や時計が武器に転用される恐れはなさそうですが、輸出令別表第1「キャッチオール規制対象品目表」第16項第91類に「時計及びその部分品」とあり、規制の対象品と分類されています。通常であれば経済産業省の輸出許可申請が必要ですが、需要者及び用途が大量破壊兵器に関係するものでないことが明らかなので、輸出許可書は不要です。またこの確認に関し税関への書類提出も不要です。またFedExやDHL等のクーリエ輸出(書類や小口貨物などを配達するサービスで、国際宅配便ともいう)の場合、通常の業務通関ではなくマニフェスト通関(簡易通関)を行いますので、特に個人向けであればこの安全保障貿易管理は緩く扱われます。

貿易取引で不可欠な書類：Invoice(仕入れ書)

輸出通関に必要な書類はInvoiceです。

Invoiceは売り手が作成する書類で、船積した商品の明細を買い手に伝えて、商品代金を請求する機能と役割を持っています。輸出入通関の審査のために、税関に提出する書類です。

Invoiceの記載事項は、①輸出者の氏名と住所、②輸入者の氏名と住所、③Invoice発行日と番号、④決済条件、⑤客先からのオーダー番号、⑥本船名・航空機便名、⑦船積地、⑧出航予定日、⑨仕向港・到着空港、⑩貨物の荷印、⑪商品名、⑫数量、⑬単価、⑭合計価額、⑮請求金額、⑯輸出者のサインとなっています。なお、Invoiceは一般的な郵便局などで入手することが可能です。また、日本郵便やFedExなどのHPからフォーマットをダウンロードすることもできます。(https://www.post.japanpost.jp/int/download/invoice.html) ※郵便局のダウンロードサイト「国際郵便」、「インボイス」で検索可能

Invoiceの金額に注意

税関の一番のチェック項目はInvoice金額です。輸入関税の算定根拠になるので重要です。特に実際の価格を下回り過少申告となると、関税遁脱の罪になりかねず、輸出者も共犯と看做されます。新品の場合は公示価格ですが、中古品の場合は市場価格を記載することになります。またInvoice記載の商品と現物が一致するよう、ブランド名・型番に加え中古である事を明記して置いた方が、輸入通関がよりスムーズですし関税も安くなります。

価格が20万円以下なら簡易申告

価格が20万円を超える貨物を外国に向けて送る場合には、税関への輸出申告が必要となります。ご自身で通関手続(輸出申告)を行う際には、Invoice(仕入書)等の書類を税関に提出する必要があります。通関業者等に通関手続を委任する場合には、税関への申告の際に必要な書類を通関業者等に確認したうえで、これらの書類を通関業者等に提出します。FedExも通関業務を行っています。税関での審査・検査が終了されると輸出が許可されます。